

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成27年度第3回） 会議録案

日時：平成27年11月18日（水）
午後2時00分～午後3時30分
場所：柴田町役場 委員会室（4階）

○第3回柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

<出席者>

遠藤会長、森副会長、中嶋委員、澤田委員、松川委員、志子田委員、村山委員、佐藤委員、米竹委員

<事務局>

平間まちづくり政策課長、藤原課長補佐、駒板主事

<傍聴者>

0人

1. 開 会

藤原課長補佐： 本日はこのような雨の中、ご出席いただきありがとうございます。本日の資料確認です。事前に配布しました資料ですが、次第、資料、参考資料1・2、追加意見シートをお配りしております。後で再整理したものをお配りするという話でしたが、今回特に変更しませんでした。ただ、誤字などが少しありましたので、追加意見シートを除いて再度お配りいたしました。

それでは、定刻となりましたので只今から柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成27年度第3回審議会を開催いたします。委員9名中8名の出席を頂いております。中嶋委員からは欠席の連絡をいただいておりますので、間もなく到着するのではないかと思います。審議会条例第7条第2項によりこの会は成立しております。では、遠藤会長からあいさつをいただきまして、そのまま遠藤会長に議事進行をお願いしたいと思います。

2. 会長あいさつ

遠藤会長： 本日はお足もとが悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。前回は非常に議論が盛り上がりまして、まだ熱が冷めないうちに今回の審議会が開催とな

りました。うまく意見を集約できるような議論をしていければと思います。18歳以上の方々に住民参加をしていってもらえるようなアピールや、納税者はこういった審議会などに参加する義務と権利を持っているというのを自覚していただくのも重要なのではないかと思います。そういう議論に今日はしていきたいと思います。よろしくお願いたします。

3. 会議録署名員の指名

遠藤会長： 会議録署名員の指名をしたいと思います。事務局の方で案があったらお願いします。

藤原課長補佐： 前は志子田委員と米竹委員にお願いしましたので、今回は名簿順で村山委員と森委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

遠藤会長： 異論はございませんでしょうか。ではよろしくお願いたします。

(はい、の声)

4. 議 事

遠藤会長： では、議事に入りたいと思います。本日は行政運営の住民参加について特に審議会等への参加についてでございます。事務局から資料の説明をお願いたします。

藤原課長補佐： それでは、前回は振り返りながら説明していきます。前は公募委員登録フロー案、公募委員選任フロー案、他の自治体の例を踏まえながら登録制度の項目や論点についてまとめたもので議論していただきました。制度の方式については特にご意見はありませんでしたが、公平性を害さないように登録簿からの選任方法をもう少し深掘りする必要があると受け止めておりました。あとは審議会の委員構成上で年齢、性別、年代等でどのような人材が必要なのか、公募委員に求めるものはあるのかという審議会のニーズと登録簿からの供給のバランスをどのようにとっていくのかというのが課題となっておりました。そこで、今回は登録簿からの選任方法に焦点を当ててご審議いただければと思っております。

資料をご覧いただきたいと思います。公募委員候補者登録制度（選任関係等について）です。まず、審議会からのニーズという点から各審議会の事務局に聞き取り調査を行いました。調査の前提条件としては公募枠がある場合は現状により回答、公募枠がない場合は公募枠があるという仮定で回答というようにしました。その調査結果ですが、2つに整理しております。公募委員として特に求める人材の希望はない審議会がほとんどである。現在各審議会が必要とする人材は、公募枠以外で配置していることが多く、「町長が必要と認める者」等の規定により、委員構成を調整

している。ということでした。

次に、2. の登録から選任までです。登録から選任までということで、事務局の提案としては、町民の意思を尊重し、可能な限り誰もが就任できるように選任するという考え方が望ましいのではないかと考えました。これまでのご議論から改めて登録制の意義を考えてみて、行政へ参加する機会の保障という点から、意欲がある方へ行政参加の門戸を広げるというものや、日頃の暮らしを起点とする町民目線、感覚を取り入れることによって専門家目線からは出ないような意見の期待や、地域の暮らしと町をつないでいくパイプの一つとしての期待、声なき声を拾うということへの効果、さらに町民主体のまちづくり、住民参加の裾野の広がり、住民参加のきっかけづくりなども求められると考えています。一番大事なところは町民と町の信頼関係の構築ということになりますが、運用を間違えれば逆に不信感を抱いてしまう懸念もありますので、そういったところにも配慮しないといけないと思っております。前回の審議会では、町として地域性や年代、性別、出席時間帯・曜日を考慮する必要があるのではないかと、そのニーズの汲み取りは所管課に任せればよいのではないかと意見が多くあったように思いました。ただ、所管課の意向に任せすぎると、登録制の意義や有効性を低めてしまう可能性があると考えました。地域や性別などの選任条件は公募委員以外の委員で考慮することも可能ではないかと考えております。それに合わせて調査結果の内容も踏まえたところ、町民の意欲や意思を尊重して可能な限り誰もが選任されるような仕組みにするのが望ましいと思い、考えてきました。ただ、原則そのようにした場合でも公募枠以外で登用する人材のように、公募枠の選任にある一定の条件が付される場合もあります。そういった場合は、できるだけ公平性を損なわないように選任する必要があると思えます。

そこで、今お話しした提案に基づきまして、2) 登録から選任までのプロセス(案)を例として記載しております。登録のプロセスと選任のプロセスに分けてまとめてあります。登録のプロセスで論点と考えたのが③の名簿の作り方です。前回は到着順に番号を付けて並べる、応募期間を決めて集まったものを並び替える、男女別、五十音別といった方法が挙がりました。こちらでも色々と考えまして、アンケートや地域推薦書が届いた順番にするのは悪くはないと思いますが、各行政区が推薦書を町に持ってくる順番など、多少気にかかる部分もありました。案では、期日までに届いたものをランダムに並べ替えるというようにしました。ランダムの手法は、エクセルやくじ引き、乱数表などを使うというのも考えられます。できるだけ作為を排除した形にしたいと思えます。

次に、表の説明に移ります。三つに分けてアクションを整理しています。左からまちづくり政策課、町民、審議会等の所管課と分けております。右側の所管課ですが、登録簿から選任することになった場合④になりますけど、審議会の改選や新しい審議会の発足に際し、まちづくり政策課に登録簿の開示を依頼するようになります。⑤ですが、まちづくり政策課でその依頼を受けて該当する分野の登録簿を所管課に提供します。ここでは、登録簿のすべてを所管課に渡すのではなくて分野などで該当する人たちを抜粋し整理してお渡しするような形を考えております。当然抜粋した後の順番は全体の登録簿の順番に沿って付けられます。それから、少しでも

恣意的な選任にならないように公募委員が必要となった際の名簿の開示は一回のみとします。それで、こちらからお渡しした登録簿で、公募委員が定員に満たない場合は一般公募の形を取ってもらうようになります。⑥ですが、提供された名簿をもとに名簿順に審議会の内容等を説明し、就任依頼をします。依頼の方法はいろいろと考えられます。文書で依頼したり、電話で依頼したりと方法があると思います。案としては電話で依頼するとしています。その際に簡単な審議内容については説明をします。電話だけでは内容が伝わらないということもあると思いますので、アンケートや地域推薦をお願いするときに各審議会の審議内容が解るように説明を付しておく必要があると思います。それによって電話である程度説明することで内容が理解できるというようにしたいと思います。それでもどうしてもわからないという場合は、資料を送付したり、自宅に伺って説明ということも考えられると思います。それから、声掛けの方法は裏面の、3. 登録簿の記載例の中で触れたいと思います。⑦ですが、町民が就任依頼を承認したら、⑧の公募委員に選任となりますが、前回の議論で、選任の際に面接等は課さないというお話をしましたが、追加意見シートの中でも、澤田委員から面接も考慮に入れる必要があるのではという意見がありました。その点も確認していただければとおもいます。そして、⑨で審議会等への参加というようになります。選任のプロセスではないですが、⑩と⑪で登録簿の管理運営上どういったことが必要かということを考えました。⑩で公募委員選任状況報告は所管課がまちづくり政策課に報告して、⑪で状況、結果など選任状況を名簿へ反映していくということです。以上が登録から選任までのプロセス案となります。

では、裏面をご覧ください。登録簿の記載例を挙げておりました。表の上に登録簿の有効期間を2年間で記載しております。それから、名前ですが、柴田太郎さん、宮城花子さん、仙台五郎さんと例で載せております。左から順番に番号、名前、生年月日、住所、電話番号、性別とあり、分野は希望する分野に丸をつけますが複数でも構わないというようにします。出席可能な曜日・時間帯も把握しておいた方がいいかと思い、平日・土曜・日曜と分けて載せております。どこでも出席可能である場合は全部に丸をつけるか、もう一つ制限なしの欄をつくりたいと思います。その隣のその他条件というものですが、ここには例として“託児”というものが載っておりますが、その他にも社会的弱者の方も参加できるような配慮が必要であるとなった場合は車いす利用や、目や耳に障害があるなどをここに記載するのがいいのではないかと考えました。その隣の依頼等状況で、ここが声掛けの方法に関するところですが、声掛けをして断られた場合は×、承認した場合は○と記載します。そうしますと、その○と×が書かれていることで声掛けにどう影響が出るのかというと、例えば福祉・健康分野の審議会が公募があった場合、希望する分野として3人とも○がついているので、柴田さん、宮城さん、仙台さんと順番に声をかけていくこととなります。結果、この表では柴田さんは見送りということで×がついていて、宮城さんと仙台さんは○になっています。それでまた総合政策分野の審議会委員候補者の選任をする場合は、分野で○がついているのは柴田さんと仙台さんになりますが、他の分野で一度声掛けしている人は飛ばして声をかけていった方がいい

のではないかと考えておりました。6つの分野のうちどれかで声掛けをしていれば、声掛け実績ありとして、6つの分野のいずれでも声掛けをされていない候補者に上から順番に声掛けをしていくのが良いのではないかとということです。場合によってはすべての分野を希望する方がいた場合で、それが柴田さんだった場合にどの分野でも1番目に声をかけるということの無いように他の分野であっても声掛けされたら声掛け実績ありとみなして、声掛けされたことない方に声をかけたほうが良いのではないかと考えました。

それから、参考資料1です。こちらは登録制度の対象としました6つの分野ごとの詳細が書いております。右側に現在の審議会で該当するものを整理してまとめて載せました。ただ、下に書いてありますが要綱で定めている審議会等については今後の検討課題ということにしております。

参考資料2ですが、以前資料として配布したものから改めて今回お配りしております。例としていいかどうかわかりませんが、2枚目の裏側にNo.14柴田町農政審議会というものがございまして、先ほどの公募委員選任方法の考え方では、町民の意思を尊重して可能な限り誰もが就任できるように選任するという考え方に立てば、この農政審議会の委員区分に住民（公募枠）という区分を加えることも可能だと思います。（1）から（4）の記載がありますが、必要な人材はここで確保することができると思います。もう少し弾力的な方法として町長が必要と認める者というのも構成に入れるかどうかという問題もありますけど、これは今後も検討の余地があると思います。資料の説明はこれで終わりですが、最後に追加意見シートをお二人から頂いております。このことも含めて審議していただければありがたいと思っております。

遠藤会長 : ありがとうございます。追加意見シートも踏まえてとのことでしたが、まずは今の説明に関してご質問のある方はいらっしゃいますか。はい、澤田委員。

澤田委員 : 1から22まである審議会の中で町長が特に必要と認める者、学識経験のある者、公募による者などありますが、それぞれの定義はあるのでしょうか。定義づけをしていないといけません。我々が検討している公募委員登録制の人たちは公募による者にしか登用できないのかはっきりしてください。

藤原課長補佐 : 学識経験者は読んで字のごとくなんですが、審議会ごとの性質について専門性を有する者だと認識しております。町長が必要と認める者については、特段決まりはありません。審議会を構成した時にこういう人がいた方が多様性のある意見が出るのではないかとということで、特に町長が必要だと判断した時はそれで就任してもらおうとなるのでケースバイケースになります。

澤田委員 : それは、公募委員の中から選任するのですか。学識経験者についても、あるいは町長が必要と認める者についても、我々が今検討している公募委員の中から入れるわけですか。これは別で、これから我々が決める公募委員登録制の方は公募による者にし

か入っていけないのでしょうか。

藤原課長補佐 : 先ほど柴田町農政審議会を例で挙げていましたけど、結局学識経験者や町長が必要と認める者は登録簿のほうから就任してもらうものではありません。現在は公募枠自体が私たちが期待している通りに設定されていないので、まずは公募枠が原則として設定したうえで公募枠に入っていただくというイメージです。

澤田委員 : この21ある審議会等には公募による者というところにしか入れないわけですね。

藤原課長補佐 : そうですね。そうすると、公募枠がないと入っていけないということになるので、公募枠自体を設定できるところに設定するということが前提となります。

遠藤会長 : ありがとうございます。確認いたしますと、今公募枠のある審議会等は10番の柴田町総合計画審議会、12番男女共同参画推進審議会、21番スポーツ振興審議会の3つ。今後可能な限り各審議会に公募枠を設定していくという方向でしょうか。

藤原課長補佐 : そうですね。法令で規定されていて、公募枠が設定できないという問題を除けば公募枠を原則設定していくという方向で考えていました。

遠藤会長 : わかりました。ではその法令で規定されていて設定できないという審議会はこの表のうちどれでしょうか。この表を見ると1, 2, 4ですね。

藤原課長補佐 : 1から4ですね。

澤田委員 : 公募委員定数無しというのは何でしょうか。10人以内の中に何人でも入れるという事ですか。男女共同参画推進審議会で、10人の中に学識経験者や町長が認める者、公募委員がいるわけですね。それで公募委員定数無しというのはどういうことなんでしょうか。

藤原課長補佐 : 1から3と委員区分がありまして、10人というのは1から3を合計した人数という事になります。例えば学識経験者が2名、町長が認めることが1名ということならば、7人の空きがあるので7人まで公募委員として入ることができるという事です。学識経験者や町長が特に必要であると認める者の数で前後するという事です。

平間課長 : 少しいいでしょうか。参考資料の2ページの3の国民健康保険運営協議会とありますが、被保険者代表、つまり保険に加入している町民ならだれでもいいという読み替えもできます。だから、すべてが公募とか学識とかではなく実際に町民代表と決まっている場合はそちらの方もある程度考慮していただければと思っていました。

遠藤会長 : よろしいでしょうか。
確認しておきますと、それを公募枠の中から選べるかということそれは排除されているという事ですね。

平間課長 : いままではしていないという事です。

遠藤会長 : 運用上今後は可能だということですね。

平間課長 : そうです。

松川委員 : 公募による者と町長が特に必要と認める者とありますが、公募による者が町長の認める者の中に入ったりますのでしょうか。

平間課長 : 具体的にお話を申し上げますと、例えば男女共同参画推進審議会で説明しますと、大学の研究で専攻している専門性のある方を最初に選ばせていただきます。次に公募をかけます。学識経験者を何人にと町長が決めてそれ以外は公募が原則です。実際的には公募で二人くらいしかきません。その場合は特に町長が認める者という事で各階層から声がけをするという調整が、町長が認める者の中で行われています。

澤田委員 : これが主なのではなくて、公募したけど集まらなかったというときのものなんですね。これが初めから何人と決まっていると公募人数にもかかってきますから、気になっていました。

平間課長 : 学識経験者は会議の進行や総括的な事もしていただける専門の方を1, 2人決めて、それ以外はフリーで審議していただくのが審議会です。

藤原課長補佐 : よろしいでしょうか。混乱させてしまうと申し訳ないんですが、町長が特に必要と認める者の扱いなんですが、必ず学識経験者を決め、公募委員を募集して町長が認めるもので調整するという順番ではなく、場合によっては町長が認める者も人数が決められていて、学識経験者と町長が認める者が決まってから最後に公募する場合があります。課長が説明したのは具体例ということになります。

澤田委員 : 町長が認める者というのがすべて重点になるというわけではないということですね。

遠藤会長 : 他にどうでしょうか、かなり公募委員の選び方の順番づけははっきりしたのでしょうか。

村山委員 : 登録簿の記載例のところの選び方なんですが、例えば私が公募委員に申し込むとして、分野にすべて○を付けたとしてもその中でも優先順位を付けるということが考慮の中に入っていなかったと思うのですが、そういう申し込む側の意図もあると思いま

す。登録簿の中に優先順位があると声をかける方もかけやすいと思いました。

藤原課長補佐 : 例えば柴田太郎さんは4つ〇が付いてまして、左から順に優先順位1～4と付いている場合、抜粋した名簿で名簿の上の人が優先順位4で下の人が優先順位1となると声かけの順番が難しいと思いました

村山委員 : せっかくなのでせめて1番目くらいはあったほうがいいのではないかと思います。

藤原課長補佐 : その優先順位の1番目というのが、相当先に審議会の設置というのもあり得ますし、優先順位4番目が一番近い設置というのもあります。ここをどのように考えていくかは整理が必要だと思いました。

遠藤会長 : ありがとうございます。他にどうでしょうか。

私から質問します。抽出して公募委員就任の意思を聞き取る場合に、その方の経歴などは聴取するのでしょうか。もう一つは、色々な団体があつて公募に推薦しますという推薦状がきたらそれも併せて受け取るのでしょうか。要は、反社会的勢力の方が登録されて、選任されたら大変なことになってしまいます。積極的にどのような有用な人材を登用するのかということも大切です。例えば、オリンピックが終わったら、そのメダリストが柴田町に移動してくるかもしれません。それで、ここに応募したけど、スポーツ推進審議会に入れなかったら、この町はおかしいんじゃないのかということになりかねないと思います。色々な事を考えないといけないと思います。

はい、どうぞ佐藤委員。

佐藤委員 : 先程の村山委員の提案で、分野を4つ選んだらそこに優先順位を付けるのも良いと思ったのですが、優先順位1番の方と4番の方でどちらを優先させるのかということも聞いて、どこかで腹をくくらないといけないと思います。確かに順番はあるかもしれないけど、それはその人が決める1番であつて、他の人が見ると3番かもしれないし、きりがありません。だから、自分の判断で参加しても良いというところに丸をつけてもらうしかないと思いました。

もう一つは、あくまでも公募は個人ベースで行う活動でいいと思います。オリンピック選手がいても私は町民の一人として活動をしたいというように割り切ってもらわないと、後ろに団体を抱えていても紹介状などを持ってきても仕方なくて、個人として町民の一人として活動しないといけないと思いました。

遠藤会長 : 佐藤委員に少し質問しても良いでしょうか。調査結果のところは1番目で公募委員として特に求める希望がない審議会がほとんどであり、公募委員に魅力がないという審議会がほとんどであるとあります。2番目に公募枠以外で配置しているところが多いなどとあります。他の選考プロセスの方が優先しているということになっていますね、その公募委員とのバランスをうまくとる必要があると思います。公募委員の中に魅力的な人材がいるのかというデータがあればまた違うのではないかと思います。

村山委員が言ったのは意欲の表示だと思います。その辺も踏まえて考える必要があるのではないかと感じて質問いたしました。

佐藤委員 : 前回は申し上げたかもしれませんが、国の政治も、町の政治もすべての住民が 100 点となるのは不可能だと思います。その時々には構成員が良かれと思うことをやってみて、不具合が出ればまた治すというような気持ちでやっていかないといつまでも決まりません。だから、100 点は無いけど、絶えずベターになるように努力するのが大事だと思います。今の点でも、この資料をもらって唸ってしまったけど、町の職員は大変だと思います。やはり、ある意味で柴田町はすごいと思ったんですけど、こういうことをみんなで一生懸命やって、個人的には委員をやって勉強になりました。そういう人が少しでも良くなるようにと思ってやるしかないと思います。だから、これが一番いいものだというのではなくて、少しは良いんじゃないかというものを作っていくしかないと思います。もっと露骨に言うと、我々が言っても言わなくても大筋では職員がしっかりとしているから仕事は進んでいくんですけど、少しでも関わって、関わったことで私個人が勉強になったということではないかと思っています。今度は別な人がそういう関わりを持っていけるように少しでも広めていければいいと思います。かみさんにも物好きだと言われますが、こういうところに来るのは物好きというか、そういう神経のある人であって、本当に一握りだと思います。でも、それでいいと思います。その一握りを二握りにしていくような努力を永遠としていくしかないと思います。政治も同じですが、どんな政策を打ち出しても国民全員が 100 点ということはありません。それを少しでもいい方向に転がしていくしかないと思います。

澤田委員 : 今の問題に関連です。追加意見シートの中にも書きましたが、6 分野の審議会に適材適所に配置するのが肝要であるということが一つです。そのためには、登録内容の重視、面接も考慮に入れる必要があるのではないかと。一般公募は面接して抽出分はやらぬと前回では聞いたのですが、そういう観点からいってもさっきみたいにみんな〇がついていけば、面接でどの分野を重視しているかなどを聞き取れます。そのようにして一般公募も抽出も面接すればいいのではないかと書いて出しました。あともう一つは希望分野の絞り込みは、アンケートの設問によって解決するように細分化したらどうかと思います。6 分野に細分化して登録簿を作成してはいかがかと思いました。こういう問題が起きた時は、このようにしたらどうかと思いました。

米竹委員 : この前お話の中で出てきて、掘り起こしや気付きが必要だということです。それと、先ほど先生がおっしゃった、色々な会議があるけど委員に対する希望がないというのは、魅力がないとかそれほど期待がないということをおっしゃいましたよね。

遠藤会長 : 私が言ったのは、調査結果として公募委員として特に求める人材の希望がない審議会がほとんどであるというのがありましたので、では魅力的に見せるにはどうすればいいのかということをおっしゃったのです。

米竹委員 : その期待されないということで、私がここに座っているということが大変だと思っています。このお話自体が、元に戻れば住民自治という観点からしているものです。今日も色々ありましたが、この会議に出席しました。その時に先ほどの話で出てきました住民自治、納税者の権利と義務ということをベースに考えれば、私はここに座っていても恥ずかしくないと思っています。それから、公募のところに手を挙げること自体が素晴らしい住民自治をその人なりに押さえているところじゃないかと思いません。色々なサークルをしてもいつも思うのが、やっぱりきてよかった、こんなことがあったという気持ちが、とても大切だと思っています。自分がどこにベースを置いて目的を決めていくかが大事だと思っています。今のお話を聞いていても、公募委員として出てきた方が住民自治という事を意識してもしなくてもその人は満足していると思いました。

遠藤会長 : 非常に魅力的なご意見をありがとうございました。
中嶋委員その他に何かありませんか。

中嶋委員 : 資料を説明していただきまして、選定方法も複雑かと思いましたが、あまり突き詰めていくと複雑になっていってしまうので、ある程度のところでやってみて、やりながら修正するという事を前提に考えていけばいいと思います。やっている想定していなかったことも多くあると思います。そういうところはその都度修正していけばいいと思います。また、澤田委員がおっしゃったように面接というのも、先ほど会長がおっしゃったように反社会的な組織に属している方が応募するという事も可能性がありますので、そういう機会を必ず設けなくてはならないとなると負担になるのであれば、そういう事もできるというような書き方で機会も作っていった方がいいと思います。あとは、参考資料2を見て全体のうち4つしか公募している審議会がないという事にびっくりしました。役場の方で公募枠をどのくらい増やせるかというのも課題だと思います。

遠藤会長 : ありがとうございます。志子田委員何かございますか。

志子田委員 : 私も資料が送られてきて、公募しているのが4つしかないというのであれば意味がないのではないかと思います。4つしかないという事はそんなに騒ぐことではないのではないかと思います。ただ、その中で基本条例を作った意味というのは、議員さんとかに任せるだけではなく、自分たちも社会参加しようという観点からでした。それを踏まえれば、公募を増やす必要があると思います。公募の方法についても、澤田委員や遠藤会長が言うように、ある程度の経歴とかは知っておく必要があるし、推薦状などが来た場合、利益の関係の推薦が出てくることもあり、私は好きではありません。こういう審議会などに出るといえるのは、自分の勉強のためでもあるけど、自分が何かをしてあげたい、してもらったことに返したいという気持ちもあると思います。私は色々なところで“心に残るふるさと”ということを行っています。これは、やって

もらってありがとう、だから他の人が大変そうなら手伝ってあげよう。自分たちが受けるだけではなくというようにやっています。いま知的障害者の方と小さい音楽会などをやっています。この方たちは、自分たちは震災の時にお世話になり、何かお返しをしたいという事でやっています。健常者の方が少しお手伝いすればやれるということで、5年間でまだ100万円ほどの募金しか集まっていませんけど、小さいそういうものも住民でまちづくりをするということそのものだと思います。そういう観点から私は応募して審議会に入りました。そういう気持ちの人は少ないとは思いますが、佐藤委員がおっしゃったように、やるのは個人なので、支援とか関係ないと思います。

遠藤会長 : ありがとうございます。

平間課長 : 少しいいでしょうか。今回は、法令・条例に基づいた審議会という事なんですが、実はこれ以外にも規則などに基づいている審議会があります。ただ、今回は条例を基準にということだったのですが、例えばまちづくりでは提案制度の審査会の委員を公募しています。あとは町制60周年の式典に向けた会議の委員について町民公募をかけます。こういうように、条例には基づかない公募枠を行政は多く携えている部分があるというのも理解いただければと思います。

遠藤会長 : 一つ確認ですが、法令・条例に基づかない公募枠があるというのはここに乘っている以外にも任意的な委員会や審議会があって、それぞれ公募を行っているという事ですか。

平間課長 : はい、そうです。

遠藤会長 : できれば任意の協議会や委員会があるなら、委員の選任がどのようになっているかデータを出していただいてよろしいでしょうか。

平間課長 : はい。まちづくりだけでも3つは抱えています。

遠藤会長 : では、すみませんがよろしく願いいたします。
それと、村山委員は意見をまだ言ってなかったなので意見をお願いいたします。

村山委員 : 今皆さんがおっしゃっていたように、少しずつ進めていく中で色々な問題が出てくると思います。応募する住民の様子も実際にわからないので、状況に応じて柔軟にやっていけるような形も必要だと思いました。

森副会長 : 今の課長のお話を聞いて安心しました。資料を見て、4つしか公募していないのにどうやって共同参画を進めていけばいいのかと思っていました。法令で定めたのはほとんど男性ですよ。色々なところに参加できそうだという事で希望が持てました。審議会などの町で公募したものは、今まで話した通り敷居が高いのですが、自分が知

っている人がこういう委員会で活躍したという話を聞けば今まで遠ざかっていた方も参加しやすくなるのではないかと思います。以前公園を造るための地域の人の集まりが新栄で持たれたという話を聞きますと、若い人も参加できるようなことが増えていけばますます肩肘はらずに参加できる機会ができるのではないかと思います。

遠藤会長 : ありがとうございます。

では、今度の登録制の導入とその選任の仕方については、色々と問題がありますが、実際にやってみて、不具合が出たら順次修正していくというのが皆さんの意見ではないかと思います。そういう方向で集約させていくという事でいいのでしょうか。ただ、澤田委員が言っていたように応募された方について登録内容を重視していき、村山委員が言っていたようにウェイト付けがあれば、そういう点も配慮して場合によっては面接するという事ですね。そして、その方の審議会の委員としての貢献度の点について適正に当局が判断していただいて、有益な人材をどんどん登用していくという議論が一つの流れとしてあったと思います。もう一つ、先ほど副会長が総括していただきましたが、21のうち4しかないという実態を町当局はきちんと考えていただいて、公募枠についてもっと広めていただくという示唆があったと私は理解いたします。また、男女共同参画の推進についてもご配慮いただければと思います。あとは基本的な問題として、佐藤委員からあったようにいい方向を追求しようとしても、参加する方は限定されていてなかなかそういう方が見当たらないだろうという事がありました。そこは現実として押さえておかないといけません。やはり基本は冒頭のあいさつでも申しあげましたとおり、町長が町議会やマスコミから監視されていても、判断を間違えるかもしれない、その影響を受けた町当局が判断を間違えるかもしれない。そういうものを町議会がチェックするのだと思います。しかし、町議会においても本当の意味で町民の意見をくみ上げて議論するということがずれるときもあるかもしれません。そういうところで非常に重要なのが多角的なチャンネルから町の行政を監視・監督・提言するという事ではないかと思います。そういう有益な手法をこのまちづくり審議会は今まで考えて制度を作ってきました。その形に魂を入れていかななくてはならないが、それは一朝一夕にはできないのでやってみて考えていこうというご議論があったと思います。協働によるまちづくりという精神は非常に重要なことです。この審議会は町民に対して、協働は納税者であり、義務と権利があると呼びかけていかないと、民主主義が本当の意味で泣いてしまうと訴えかける義務があると思います。これは議論しているだけではなくて、いかに具体的なステップを踏むかということが大切で、その一つが公募委員の積極的な採用であり、その中で男女比率が釣り合っていないということであればその訂正手段にしてほしい。あとは、社会的弱者等の参画の道が開いていくという様々な手立てにもなるという議論があったと理解します。少し大げさに言っている部分もありますが、このように集約させていただきたいと思います。いずれにしても出発してみないと物事は前に進まない、進めてみて問題があったら修正していくということで、今回町当局から提案があったものをベースとして進めていくということで審議会の意見をまとめてよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : では、他に何かありませんでしょうか。

佐藤委員 : とても鮮やかなまとめで素晴らしいと思いました。質問なんです、委員の構成などは法令や条例などで決められているということなんです、これを変えるにはどうしたらいいのでしょうか。議会などにかけないといけないのでしょうか。

平間課長 : 法令については上位の国が制定しているものなので我々では変えることはできません。実際的な委員区分についてはそこまで制限はないと思いますので、その見直しは可能かと思います。条例までは議会の議決を得る必要がございます。

佐藤委員 : 町民の立候補が少ない中で、公募枠が増えたからと言っていいというわけではなりません、委員として活力ある議論をする人が増えればいいと思います。

遠藤会長 : よろしいでしょうか。先ほど私がまとめの中で、課題はありますが公募委員候補者登録制度に踏み出して、試行錯誤しながらやってみましょうといいました。その際に3点言いました。一つは公募枠のない審議会等に公募枠を極力増やしてほしいということです。二つ目は男女共同参画の点で女性の委員の参加比率を上げていってもらうということや社会的弱者の点については配慮していただきたいということ。三つ目は公募委員というのが魅力がないのではなくて、選任のプロセスにおいて色々工夫をすること。なぜ希望しているかや優先順位をつけているのであればきちんと把握し、必要に応じ面接をして適正な人材の確保をしてもらいたいということです。このように付帯意見が付いた形です承したいと思いますがいいのでしょうか。そういう形でまとめさせていただきます。

5. その他

平間課長 : 今行政で進めている考え方を報告したいと思います。この公募制度を話し合いに出す中で、住民自治基本条例の中で公募枠は必ず設けるという条文があります。その条文を盾に今後条例を基にしている審議会は見直ししたいと思います。女性の参加率は30%が目標ですが、来年の3月までに今後5年間のプランニングを進めています。その中で参加率を上げるという事で今審議会が議論を進めていますので、その辺も含めて全課で女性比率のアップはされるのではないかと思います。ただ、まちづくり政策課がすべてチェックをしていきますので、その辺も踏まえてこの二つの案件についてはこちらの審議会の意見を活かしていきたいと思います。

遠藤会長 : それから、前も言いましたがこの審議会は9名中4名が女性です。そういう意味で、

外形的に見ても男女参加の比率にバランスのとれた審議会でないかと思ひます。あと、協働によるまちづくりの精神にあふれた審議会という事で、この審議会をある程度町民に見える審議会ということの工夫はなかなか難しいでしょうが、町当局に知恵を出していただきたいと思ひます。そういう事もやってみて、市民参加をマスコミなどにもアピールすると変な事やっているなと柴田町の方が気づいていただくことになると思ひます。本日はどうもありがとうございました。その他何かございますか。

平間課長 : 余談ですが、実は岩手県の滝沢市で住民基本条例は作っているけど審議会を作っていないという事で、明日30人が柴田町に勉強に来たいという事で、今までの議論した経過と今日の資料をもとに紹介したいと思ひます。

森副会長 : 市が町にくるといふのは珍しいのではないのですか。

遠藤会長 : そういう形でオンリーワンを追求して全国に発信していくというのもいいのではないかと思ひます。

志子田委員 : 条例自体はニセコで一番最初にできて、次に柴田町でも作りました。一度は否決されましたが、町長と事務局の熱意でこの条例ができました。その根本は協働です。それを強く意識してもらわないといけぬのは、4年前の地震です。普段口では自助、共助、公助といいますが、この共助といふのは字が違ふけど協働といふことです。その辺を踏まえたことを意識してもらえればいいと思ひます。ここで生まれ育った人はこの中であまりいないと思ひます。昔から物事をやるのはよそ者、若者、馬鹿者といふます。外から見ると見えるものといふのがあると思ひます。自分たちが育った時はこうだったが、次の世代にはこうしたいといふのを持ってもらえればと思ひます。仙南と仙北では違ふます。仙北はほとんどが水稲単作地帯です。仙南に来ると、耕地面積が違ふから畑作などで、仙南は仙台まで行く時は一昼夜あれば着きました。仙北は二日間ほどかかるような土地でした。私は自分のふるさととは日本の歴史に残っているところだといふことは自負しているで、子どもたちにも何か残してあげたいと思ひています。それが“心に残るふるさと”といふ言葉になっています。

遠藤会長 : ありがとうございます。それでは志子田委員が閉めていただいた気がしますが、副会長から閉会をお願いします。

6. 閉 会

以上で、全ての議事を終了したので、副会長は午後3時30分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成27年 12月 日

会議録署名委員

会議録署名委員